

山国川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（案）

国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所長（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは
山国川河川事務所管内における災害時等応急対策の実施に関し次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から応援要請があった場合、又は甲が判断した場合は、甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害に関し、これに必要な組織及び電気通信関係機材、並びに資材、労力等（以下「資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、迅速に緊急時の応急復旧工事等を実施し、もって流域住民や道路・河川利用者等の安全確保及び早急な施設の保全・復旧に努め、社会経済に与える影響を最小限とすることを目的とするものである。

（基本事項）

第2条 乙は、一般財団法人日本気象協会、一般財団法人河川情報センター、公益財団法人日本道路交通情報センター等を通じて、雨量、水位、交通状況等の情報収集に努め、緊急時の要請に対し迅速に出動できる体制を整えておくものとする。

2. 甲は、災害が発生した場合又は災害の発生が予測される場合は、受託者に出動を要請することができるものとし、受託者は委託者から要請があった場合には、特別な事由がある場合を除きその要請に適切に対応しなければならない。
3. 甲は乙に対して、前項の出動要請を行う場合、作業の目的、対象となる場所及び現地の状況、作業指示の内容と実施に必要な資機材等、受託者が作業を実施するために必要となる事項を的確に伝えなければならない。
4. 乙は、甲が求める対策工の内容を十分に理解した上で、甲の指示のもと遅滞なく現地に向かい作業を遂行するものとする。また乙は、現地状況を踏まえ、追加すべき対策の有無を確認する等、応急復旧等を的確かつ早期に行うための最善の措置をとらなければならない。
5. 追加すべき対策等が明らかになった場合は、甲と乙は直ちに協議を行い、その対策を決定するものとする。

（作業の内容）

第3条 主な内容は光ケーブルの災害復旧等。

(協定区間)

第4条 本協定の対象とする区間は、山国川河川事務所直轄管理区間とする。

ただし「九州地方整備局防災計画」に基づき、災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から応援要請があった場合、又は甲が必要と判断した場合は、上記区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）について前条第2項の要請ができるものとする。

(機材及び人員の報告)

第5条 乙は、緊急事態に備え、あらかじめ資機材等の数量等及び作業に伴う人員を書面により、報告するものとする。

2. 乙は前項の報告内容に変更があった場合（軽微なものを除く。）又は甲から要請があった場合には、前項に準じて遅滞なく報告するものとする。

(機材の提供)

第6条 乙は、甲より資機材等の提供について要請を受けた場合、特別な理由がある場合を除き、その要請に適切に対応しなければならない。

(訓練)

第7条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、甲からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(出勤の要請及び契約の締結)

第8条 甲は乙に対し、本協定に係る出勤を書面又は口頭により要請するものとする。

2. 甲が前項の出勤の要請を行った場合は、甲と乙は速やかに請負契約を締結するものとする。

ただし、本協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず補償できる保険）に加入していることを条件とする。

(作業の実施)

第9条 乙が作業を遂行するにあたっては、請負契約図書に基づく他、当事務所の主任監督員が行う指示を遵守しなければならない。

2. 甲から乙への指示は書面により行うことを原則とするものとする。ただし、緊急を要する場合等やむを得ない場合にあっては、口頭による指示を行うことができるものとする。その場合においても、やむを得ない事由が解消した後、甲は乙に対し、遅滞なく書面による措置を行わなければならない。

3. 乙の現場代理人又は主任技術者は、契約した内容及び指示事項について、その都度実施方法及び工程等を遅滞なく当事務所の主任監督員へ書面で報告するものとする。
4. 乙は、作業の実施に先立ち当事務所の主任監督員に対して、業務体制（労務）と人員数、使用する資機材の種類及び数量等を報告するものとする。
なお、作業中に変更した事項があれば随時報告を行うものとする。
5. 乙は作業内容及び作業方法に疑義が生じた場合、速やかに甲と協議するものとする。

（基本協定期間）

第10条 この協定の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（協 議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成して甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 住所 大分県中津市大字高瀬1851-2

氏名 国土交通省九州地方整備局
山国川河川事務所長

乙 住所

氏名

